

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を主眼の正社員化を。

ゆめが、均等待遇を。

なげうち差別ー

ユニオンは労基法裁判に勝利したぞー

相変わらずの長中局の回答に強く抗議する

未来

郵政産業ユニオン
PIWU

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4137
21年3月30日(火)
Tel・Fax 095-828-1953

おはようございます。

今日の未来は、支部の「申し入れ」に対する長中局からの回答を掲載します。

1月8日から10日にかけて降った大雪は、長崎市で観測史上2番目の積雪を観測しました。この積雪で公共交通機関も運休が相次ぎ、出勤できない社員もいたなど業務運行にも影響を与えました。

長中局では、この時に通勤手段、業務運行、休暇の取り扱いなどの確な指示が出されませんでした。

支部は代替え交通費の不支給や、1月8日出勤できなかった社員の休暇の取り扱いについて、不明確な点が多かったため、2月2日に長中局に対して申し入れを行ない

ました。しかしすぐには回答は行われず、年度末の3月22日ようやく回答がきました。

さて肝心な回答です。

項目3の「1月8日出勤できなかった社員の休暇の取り扱い……」の回答ですがこれでは社員は判断に迷います。

特に出勤努力の度合い等とありますが、出勤努力とは具体的にはどういうことでしょうか？

雪に限らず台風時など長中局近隣のホテルに前泊する社員もいます。今回も正社員、非正規社員問わずホテルに前泊した社員もいました。また、公共交通機関が

ストップしたためタクシーを利用して出勤した社員もいました。



通常で交通手段で出勤

できない場合は、この様な形で出勤しなくてはいけないのでしょうか？

解りきった事ですが、こういった場合のホテルの宿泊料やタクシーの運賃は当然自己負担です。社員が最も知りたい出勤基準ですが、今回の回答を見ての通り明確になりませんでした。

只、1月8日出勤できなかった社員については今回特別休暇が適用されたことで次回、同様の天候の場合には今回の状況が一つの基準になると考えられます。



長中局の回答は今回も2カ月近くかかり、季節も冬から春になりました。1月の大雪の記憶も曖昧になってきましたが、しっかりと記録は残しています。今週からは新年度となり、局長も交代り会社窓口も交代します。

新体制での長中局には郵政ユニオンの要求書、申し入れに関しては引き続き期限までに対応する事を求めています。

1月8日～10日にかけての大雪関係での申し入れと長中局の回答（一部抜粋）

1, 組合) 先日の大雪の時の代替え通勤費の請求について「災害による交通遮断と違い悪天候の範囲なので支給対象外」とのことだが悪天候と自然災害の違いの基準を明確に示すこと。

長中) 会社として悪天候と自然災害の違いの基準を明確に示していないが一般的に(悪天候)とは荒れた天候というものとする。参考までに労働安全衛生法に悪天候について定めてあり大雪の場合(1回の降雪量が25cm以上)また自然災害については災害対策基本法の中で用語の意義が定められている。

2, 組合) 1のように通常と異なる交通手段で出勤したときに事故(徒歩での転倒や車やバイクでの交通事故)について通勤災害となるのかははっきりした基準を示すこと。

長中) 通勤災害等の認定を受けることができるかどうかはその経路及び手段が合理的なものかどうかという基準によって判断される。1の申し入れの状況であれば会社への届け出経路と一致していなくともその経路及び手段が合理的なものであれば認められる。但し、移動中の経路を逸脱した時等により認められない場合もある。尚、最終決定は労働基準監督署の判断による。

3, 組合) 1月22日の労使窓口において「1月8日出勤できなかった社員の休暇の取扱いについては個別に判断する」と回答している。出勤基準が明確になっていない中でどう判断するのか。

長中) 社員就業規則第68条第1項第2号及び社員勤務時間休暇手続等38条に基づき通勤経路状況、交通機関の運行状況、迂回に要する時間、当日の天候、同一方面からの通勤者の状況及び本人の出勤努力の度合い等を総合的に検討して所属長が必要と認める期間を承認し付与する。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

Twitterページを開設しました! 未来のツイートナンバーも見られます。https://twitter.com/Unionkyusyu ユニオン長崎で検索!